

シリーズ 行財政改革

企画防災課行財政改革推進室 ☎74-3004



平成22年度に向けた補助金等の審査結果について

補助金は、町民が主体となって取り組む公益活動の支援や町民と行政の協働関係を築くうえで重要な役割を果たしていますが、今日の社会情勢のもとでは、補助金の有効性ととも、用途の透明性が強く求められています。このことから町では、町広報紙などでお知らせのとおり、現状の補助金をいったん白紙に戻し、町内の各種団体などの皆さんに補助金を希望する事業の募集を行いました。

この結果、40件の補助金要望があり、あらためて補助金交付の原点に立ち返り、「公益性」、「有効性」、「適格性」を視点に、事業実績による補助金の効果や必要性を審査いたしました。

また、あわせて、団体などから要望があった補助金以外の助成金や交付金などについても評価・審査を実施し、町が支出している補助金などを含めた総点検を行い、「平成22年度補助金採択方針」を決定いたしました。



事業の公益性

- (1) 地域での町民自治、社会福祉、教育の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみ利益に供することのないもの。
- (2) 行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。
- (3) 地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。

事業の有効性

- (1) 補助金の交付に対して効果が認められること。
- (2) 事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会、経済情勢に合致していること。
- (3) 多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- (4) 社会情勢から適宜を得ていること。

団体の適格性

- (1) 団体等の会計処理及び用途が適切であること。
- (2) 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。

審査結果の概要について

区 分	判 定 区 分 の 説 明	補助要望に対する審査	行政が実施した総点検
休 止	当面、補助を休止するもの	-	1
終 了	期間を限定された補助で、21年度をもって終了とするもの	-	2
廃 止	事務事業評価結果に基づき、21年度を限りに廃止を打ち出すもの	-	3
不 採 択	(1)審査基準による評価が極めて低く、原則交付すべきでないもの(2)明らかに自助・自立が認められる団体であるため、原則交付対象からははずすべきもの(3)事業目的が完了された団体であるため、原則交付対象からははずすべきもの(4)社会情勢等の変化から、補助目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの	1	-
整理・統合	補助の必要性はあるが、複数・類似補助を整理統合して効果をあげようとするもの	1	-
抑 制	補助の必要性はあるが減額すべきもの 助成額の上限の設定が必要なもの	10	1
期間限定	自助・自立がされつつある団体で目的達成されつつあるもの	1	-
採 択	(1)補助金交付基準に概ね適合しており、多少の指摘事項はあるが、原則交付すべきもの (2)行政を補完している団体等、町の政策上必要なもの	27	18
合 計		40	25
* 審査結果は、「平成22年度補助金採択方針」に掲載しています。		評価・審査総数65件	